

小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱

〔平成28年3月31日〕
〔27小農第1094号〕

(通則)

第1条 小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、市内において人に危害を及ぼすおそれのあるハチ目スズメバチ亜科のスズメバチ類及びハチ目ミツバチ科のミツバチ類(以下「スズメバチ等」という。)の巣の駆除に要した経費の一部を補助することにより、市民の安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、スズメバチ等の巣の駆除とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する場所にスズメバチ等が営巣し、及び活動している市内の敷地又は市内の建物の所有者、使用者若しくは管理者(以下「所有者等」という。)又はスズメバチ等の巣の駆除について所有者等の同意を得た者で、スズメバチ等の巣を駆除する事業者(以下「駆除業者」という。)により当該巣を駆除したものとする。ただし、国又は地方公共団体を除く。

- (1) 建物の軒下等
- (2) 日常的に人が立ち入る場所
- (3) その他市長が特に必要と認めた場所

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、駆除業者に依頼して行ったスズメバチ等の巣の駆除に要した経費(駆除を行うために建築物等の一部を損壊する必要が生じた場合の費用及びその復旧に係る費用を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 市は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を補助金として交付する。ただし、その限度額は、駆除した巣の数にかかわらず、5,000円とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、スズメバチ等の巣の駆除を行った後、小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付申請書兼請求書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 駆除業者が発行するスズメバチ等の巣の駆除費用が記載された領収書の写し

(2) スズメバチ等の巣の駆除前と駆除後の状況写真

2 申請書の提出期限は、前項第1号に規定する領収書が発行された日から起算して60日を経過する日又はスズメバチ等の巣の駆除を行った日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

（交付の決定の通知）

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付決定通知書（様式第2。以下「交付決定通知」という。）により、速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

（額の確定の通知）

第10条 規則第13条の規定による額の確定の通知は、交付決定通知をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、第8条の規定による交付の決定をした日から起算して30日以内に交付するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市スズメバチ等の巣駆除事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第2を除く。）は、改正後の小牧市スズメバチ等の巣駆除事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市スズメバチ等の巣駆除事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市スズメバチ等の巣駆除事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市スズメバチ等の巣駆除事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙（様式第2を除く。）は、改正後の小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第7条関係）

小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）小牧市長

申請者 郵便番号
 住所（所在）
 氏名（名称）
 連絡先（電話）

小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。なお、補助金の交付決定後は、補助金を下記の口座に振り込んでください。

1 交付申請

駆除の 内容	駆除日 ハチの種類		場所 巣の数	
駆除費用		金 円		
補助金申請額（※）		金 円		

※駆除費用×1/2（上限5,000円、100円未満の端数は切捨て）

〈添付書類〉

- (1) 駆除業者が発行する駆除費用が記載された領収書の写し
- (2) スズメバチ等の巣の駆除前と駆除後の状況写真

2 交付請求

金融機関名		支店名	
種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※委任欄：請求者と口座名義人が異なる場合は、記入をお願いします。
 上記口座名義人に受領を委任します。

住所 _____
 氏名 _____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 2 (第 8 条関係)

小牧市スズメバチ等の巣駆除費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

小牧市長



年 月 日付けで申請のありました補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金の額 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。